

がん保障特約付

# 団体信用生命保険 のご案内

(住宅ローン団信)

がんと診断されたら  
住宅ローン残高が

0円

に



この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「ご契約内容（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」、「申込書兼告知書のご記入にあたってご確認ください事項」、「個人情報取扱いについて」、「ご注意ください事項」を必ずご確認ください。

## 商品概要

正式名称	がん保障特約付団体信用生命保険	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：富国生命保険相互会社)	
保険契約者	全国信用協同組合連合会	
加入条件	加入時年齢	融資実行時の年齢が満18歳以上満51歳未満
	加入限度額	1億円(別途、通算限度額があります(※))
保険期間	債務の返済期間と同一(一定の年齢で保険期間が終了する場合があります(※))	
告知書の有効期間	申込日(告知日)から6ヵ月以内	

(※) 詳細につきましては、お借入れの信用組合にご照会ください。

### ご加入に際して特にご注意いただきたい事項

- 被保険者となられる方には健康状態などについて告知していただく義務があります。ご加入にあたっては過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がいなど、事務幹事会社である富国生命保険相互会社が「申込書兼告知書」でおたずねする事項について、被保険者となられる方ご本人が、事実をありのまま正確に告知してください。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知した場合には保障開始日から2年以内であれば告知義務違反として契約が解除される場合があります。
- 被保険者となられる方の現在または過去の健康状態などによっては、ご加入をお断りすることがあります。
- 借換え融資の場合は以下の事項にご留意ください。
  - ・ 借換え前の保障は終了し、あらかじめ保険契約にご加入いただくので、借換え前の契約からの継続的な保障はいたしません。
  - ・ 新規融資にともなうご加入と同様に告知義務があります。
  - ・ 告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな加入のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除となり、保険金のお支払いができない場合があります。

### 団体信用生命保険契約に関する連絡先

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、**最寄りの信用組合にお問合わせください。**

また、「告知方法」に関してご不明な点がある場合は、以下の事務取扱保険会社にご照会いただくこともできます。

### 団体信用生命保険ご加入時の「告知方法」に関する照会先

富国生命保険相互会社 **Tel: 0476-47-5378**  
 団体信用グループ (平日9:00～17:00(12/30～1/3を除く))

※この照会先は、団体信用生命保険ご加入時の「告知方法」に関する専用照会先です。他の保険商品に関するご照会には対応できませんので、ご了承ください。  
 また、団体信用生命保険への加入申込の結果や保険金支払請求の結果の確認、各種お手続きにつきましては、お申込先の信用組合へお問合わせください。

# 「がん保障特約付」 団体信用生命保険の 概要



団体信用生命保険による死亡・高度障害保障に加え、  
がんと診断確定された場合、ローン返済に充当される  
団体信用生命保険です。

## 団体信用生命保険

死亡・所定の高度障害状態に該当された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、債務の返済に充当されます。

安心を



プラス

## がん保障特約

がんと診断確定された場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ債務の返済に充当されます。

※保障開始日前に所定のがんと診断確定されていた場合は、支払対象とはなりません。  
※保障開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されたときはお支払い対象となりません。  
※上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、保険金のお支払い対象とはなりません。  
※死亡保険金・高度障害保険金、およびがん保険金は、重複しては支払われません。  
いずれかの保険金のお支払事由に該当されたときには、この保険から脱退となります。

## 商品の特徴

がんにかかると、  
これまで通りに働くことが  
できなくなることもあります。



半数以上の方が就労状況に変化があり、「**依願退職**」や「**転職**」を申し出るケースが多く、中には「**解雇**」のケースもあります。治療と仕事の両立が困難であることが現状であり、住宅ローンの返済にも影響を及ぼすことが推測されます。

「万一の備え」に、  
お客さまに住宅ローンご返済の安心をお届けします。

### POINT 01

死亡または高度障害状態のとき、  
住宅ローン残高が**0円**に

死亡、所定の高度障害状態に該当



### POINT 02

がんと診断確定されたとき、  
住宅ローン残高が**0円**に

がんと診断されたとき



所定の高度障害状態とは以下の状態をいいます。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

詳細については、「申込書兼告知書」の「ご契約内容（契約概要）」をご確認ください。